令　和　３　年

市 議 会 ９ 月 定 例 会 議 案

知　　立　　市

令和３年市議会９月定例会議案

所　管	番　　号	案　　件
財　務	報告第　８号	令和２年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について
経　済	報告第　９号	令和２年度知立まちづくり株式会社決算について
総　務	議案第４８号	知立市個人情報保護条例の一部を改正する条例
子ども	議案第４９号	知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
子ども	議案第５０号	知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
土　木	議案第５１号	市道路線の認定について
ま　ち	議案第５２号	豊田市が管理する公園を本市の区域に設置することに関する協議について
	議案第５３号	令和３年度知立市一般会計補正予算（第７号）
国　保	議案第５４号	令和３年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
長　寿	議案第５５号	令和３年度知立市介護保険特別会計補正予算（第１号）
国　保	議案第５６号	令和３年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
	認定第　１号	令和２年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について
国　保	認定第　２号	令和２年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
財　務	認定第　３号	令和２年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
長　寿	認定第　４号	令和２年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
国　保	認定第　５号	令和２年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
水　道	認定第　６号	令和２年度知立市水道事業会計決算認定について
下　水	認定第　７号	令和２年度知立市下水道事業会計決算認定について

報告第８号

令和２年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項に規定する健全化判断比率及び同法第２２条第１項に規定する公営企業の資金不足比率を次のとおり報告する。

令和３年９月７日提出

知立市長　林　　郁　夫

１　健全化判断比率

（単位：％）

比率名	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	－	１２．８６
連結実質赤字比率	－	１７．８６
実質公債費比率	２．３	２５．０
将来負担比率	－	３５０．０

備考　実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「－」を記載する。

２　公営企業の資金不足比率

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	－	２０．０
下水道事業会計	－	２０．０

備考　資金不足比率が算定されない場合は、「－」を記載する。

報告第９号

令和２年度知立まちづくり株式会社決算について

知立まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定に準じ、別紙のとおり報告する。

令和３年９月７日提出

知立市長　林　　郁　夫

議案第４８号

知立市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和３年９月７日提出

知立市長　林　　郁　夫

知立市個人情報保護条例の一部を改正する条例

知立市個人情報保護条例（平成１３年知立市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第３２条の２中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第１９条第７号」を「第１９条第８号」に、「同条第８号」を「同条第９号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い必要があるからである。

議案第４９号

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和３年９月７日提出

知立市長　林　　郁　夫

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年知立市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５章　事業所内保育事業（第４２条―第４８条）」を「第５章　事業所内保育事業（第４２条―第４８条）
第６章　雑則（第４９条）」に改める。

第６条第１項中「第３号」を「以下この条」に改め、同項第３号中「この号」の次に「及び第４項第１号」を加え、同条第５項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の１章を加える。

第６章　雑則

（電磁的記録）

第４９条　家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認

識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第５０号

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和３年９月７日提出

知立市長　林　　郁　夫

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年知立市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第４２条第４項第１号中「第２４条第３項」の次に「（同法第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第５項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第５１号

市道路線の認定について

市道路線を認定したいので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により議会の議決を求める。

令和３年９月７日提出

知立市長　林　　郁　夫

提案理由

この案を提出するのは、新たに道路の整備をするため市道として認定する必要があるからである。

認定路線

整理番号	路　線　名	起　　点	終　　点
1279	山町２６号線	山町茶碓山	山町茶碓山
1280	山町２７号線	山町茶碓山	山町茶碓山

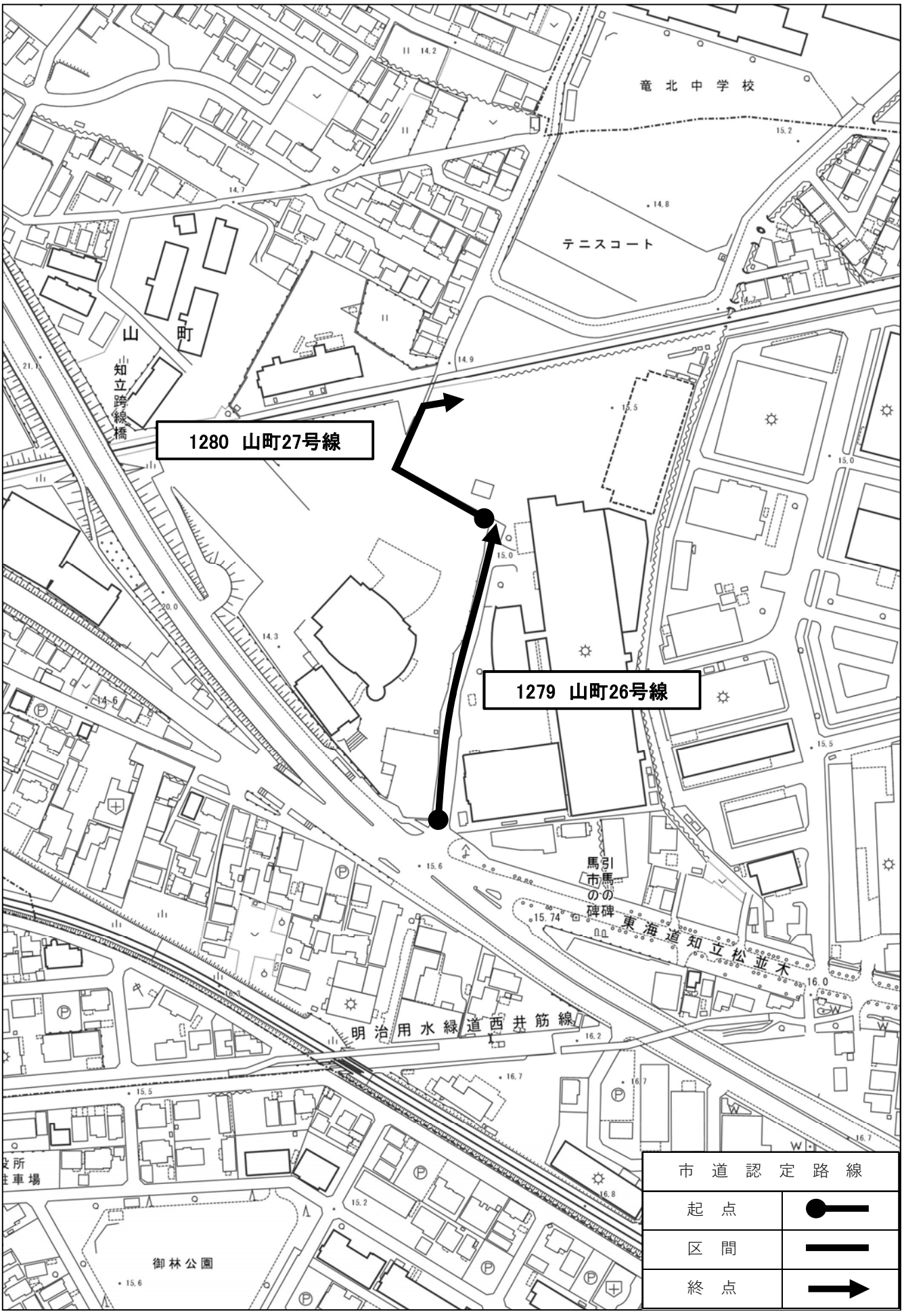
竜北中学校
テニスコート
山町
知立跨線橋
1280 山町27号線
1279 山町26号線
引馬市の碑
東海道知立松並木
明治用水緑道西井筋線
御林公園
市道認定路線
起点
区間
終点

議案第５２号

豊田市が管理する公園を本市の区域に設置することに関する協議について

豊田市が管理する公園を本市の区域に設置することについて別紙のとおり協議するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の３第３項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和３年９月７日提出

知立市長　林　　郁　夫

提案理由

この案を提出するのは、豊田市が管理する公園の一部を知立市に設置することについて協議を行うため必要があるからである。

別　紙

（仮称）豊田花園土地区画整理事業４号公園の区域外設置に関する協議書

知立市（以下「甲」という。）と豊田市（以下「乙」という。）は、公の施設の区域外設置について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の３第１項の規定により、次のとおり定めるものとする。

（目的及び設置）

第１条　乙は、豊田都市計画事業及び西三河都市計画事業豊田花園土地区画整理事業により確保された用地に、地域住民の利用に供する街区公園として（仮称）豊田花園土地区画整理事業４号公園を設置する。

（設置場所）

第２条　（仮称）豊田花園土地区画整理事業４号公園の設置場所は、知立市八橋町寺内７番７、７番２５の一部、７番２６の一部、７番２７、７番２８、７番２９、７番３０の一部、７番３１の一部、７番３２、７番３３及び７番３４並びに豊田市花園町前田１６番１の一部、１６番７の一部、１６番８の一部、１６番１０、１６番１１、１６番１２、１６番１３の一部、１７番６の一部、１７番７の一部、１８番３の一部、１８番５、１８番１８、１８番２１の一部、１９番３の一部、１９番５の一部及び１９番８の一部並びにこれらの区域に隣接介在する水路（別紙区域図のとおり。）とする。

（費用の負担）

第３条　（仮称）豊田花園土地区画整理事業４号公園の設置及び管理運営に伴う費用は、乙の負担とする。

（管理運営）

第４条　（仮称）豊田花園土地区画整理事業４号公園の管理運営は、乙が行う。

（利用者の制限）

第５条　（仮称）豊田花園土地区画整理事業４号公園の利用者の範囲については、制限を設けない。

（設置に関する手続等）

第６条　甲及び乙は、（仮称）豊田花園土地区画整理事業４号公園の設置に必要な手続及び協議調整について、相互に協力するものとする。

（協議）

第７条　本協議書に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定める。

以上のとおり協議した証として、この協議書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年　月　日

甲　知立市
代表者　知立市長　林　郁夫

乙　豊田市
代表者　豊田市長　太田　稔彦

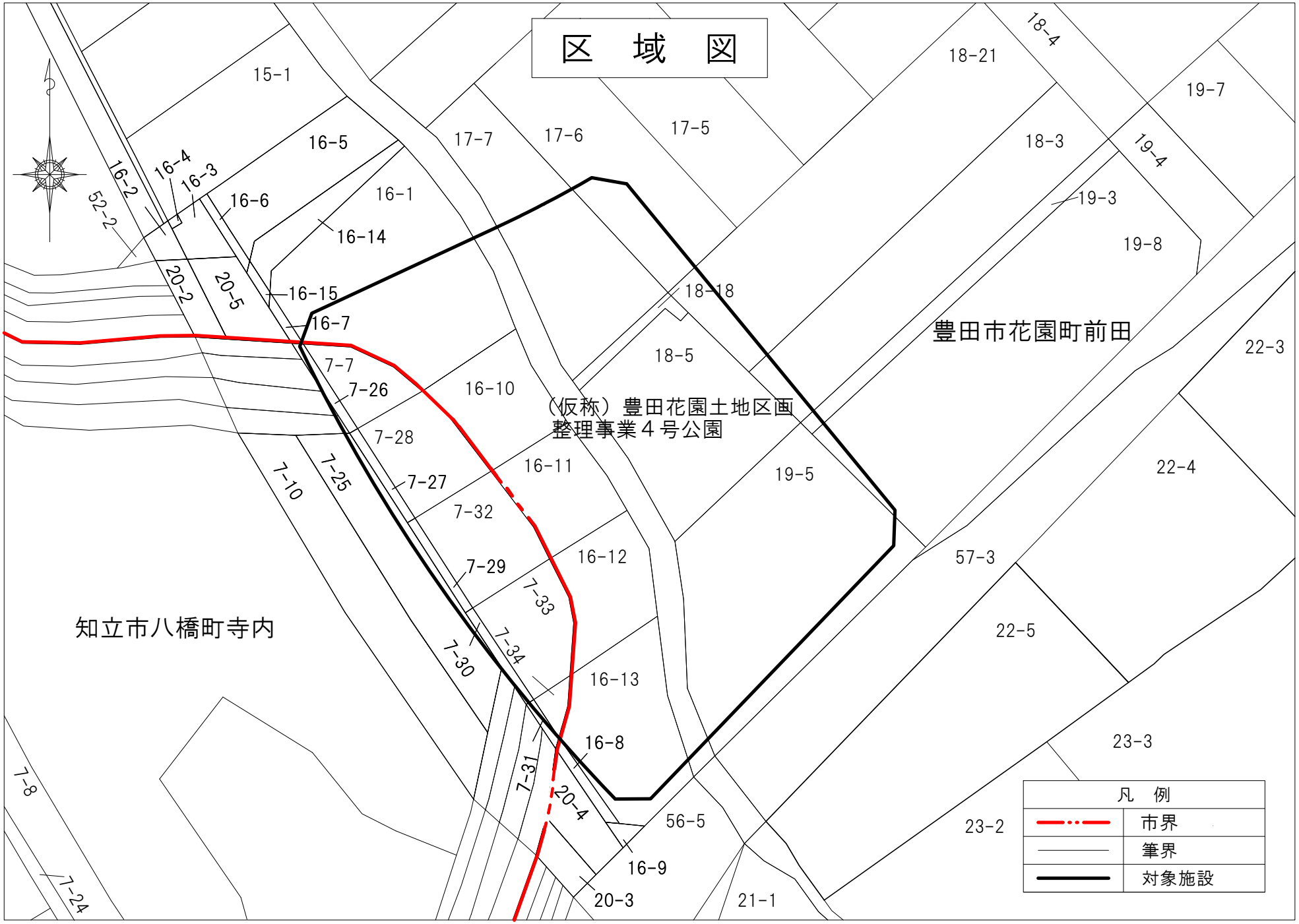
区　域　図
（仮称）豊田花園土地区画
整理事業４号公園
豊田市花園町前田
知立市八橋町寺内
15-1
16-5
16-4
16-3
16-2
16-6
16-1
16-14
16-15
16-7
16-10
16-11
16-12
16-13
16-8
16-9
17-7
17-6
17-5
18-21
18-4
19-7
18-3
19-4
19-3
19-8
18-18
18-5
19-5
22-3
22-4
22-5
23-3
23-2
57-3
56-5
21-1
52-2
20-2
20-5
20-4
20-3
7-7
7-26
7-28
7-27
7-32
7-29
7-33
7-34
7-30
7-31
7-10
7-25
7-8
7-24
凡　例
市界
筆界
対象施設